

# 衆議院厚生労働委員会ニュース

平成 27. 5. 29 第 189 回国会第 18 号

5 月 29 日（金）、第 18 回の委員会が開かれました。

## 1 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第 43 号）

### 労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策の推進に関する法律案（井坂信彦君外 5 名提出、衆法第 22 号）

- ・塩崎厚生労働大臣、山本厚生労働副大臣及び政府参考人並びに提出者井坂信彦君（維新）、浦野靖人君（維新）、西村智奈美君（民主）及び山井和則君（民主）に対し質疑を行いました。
- ・参考人から意見を聴取することに協議決定しました。

（質疑者及び主な質疑内容）

#### 中 川 俊 直君（自民）

- ・労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策の推進に関する法律案（以下「衆法」という。）における「職務に応じた待遇の確保」の定義や具体的な考え方を衆法提出者に伺いたい。
- ・企業別の労働組合が労使交渉を行っている日本において、どのように同一労働同一賃金を実現するのか、企業別の労使交渉の仕組みを変えていくのか、衆法提出者に伺いたい。
- ・派遣労働という働き方が担っている役割及び現在の課題に対する厚生労働省の見解を伺いたい。

#### 中 野 洋 昌君（公明）

- ・派遣労働者の賃金カーブが上昇しないのはなぜか、また、賃金カーブを上昇させるにはどのような取組が必要か厚生労働大臣の見解を伺いたい。
- ・労働者派遣法改正案によりこれまで届出制となっていた特定労働者派遣事業が許可制になることで、派遣労働者にとって具体的にどのようなメリットがあるのか厚生労働省に伺いたい。
- ・職務給が普及していない日本における均等待遇とはどのようなものであると考えているのか厚生労働省の見解を伺いたい。

#### 足 立 康 史君（維新）

- ・労働契約申込みみなし制度の施行により大量の派遣労働者が失業する可能性があると考えるが、厚生労働大臣の見解を伺いたい。

- ・5月28日の参考人質疑において大久保参考人から労働者派遣法には相反する規定が含まれているとの指摘があったことに対する厚生労働大臣の所感を伺いたい。
- ・社会保険制度の課題が正規雇用労働者と非正規雇用労働者の格差の拡大にどのような影響を与えていると考えているのか厚生労働省の見解を伺いたい。

#### 井 坂 信 彦君（維新）

- ・5月15日の質疑において、労働者派遣法の改正後も26業務に従事する有期雇用の派遣労働者には派遣可能期間の上限が適用されないと認識させるような答弁を行ったことは不適切ではないか厚生労働省に伺いたい。
- ・労働者派遣法改正案による雇用安定措置である新たな派遣先の紹介では、派遣が決定するまで紹介を継続する義務があるのか、厚生労働省に伺いたい。
- ・雇用安定措置の実施が十分でないとして行政指導が行われた実績は労働者派遣事業の許可が更新されない事由となるのか厚生労働省に伺いたい。

#### 牧 義 夫君（維新）

- ・衆法が労働者派遣法改正案と同時に審議される意義について衆法提出者に伺いたい。
- ・既に均等待遇が規定されている有期契約労働者や短時間労働者等の非正規労働者の待遇の実態について衆法提出者の認識を伺いたい。
- ・衆法における同一労働同一賃金を実現するための具体策について衆法提出者に伺いたい。

## 山井和則君（民主）

- ・今回の労働者派遣法改正案の成立により、これまでスキルを磨き26業務で頑張ってきた40代、50代の有期雇用派遣労働者の多くは、正社員や無期雇用派遣労働者になれず、新しい派遣先が見つかったとしても賃金や処遇が低下するのではないかと懸念されている。
- ・派遣労働者を正社員として求人広告することは大きな問題であり、そのような求人広告を職業安定法第42条違反として禁止する通達を直ちに出すべきではないかと懸念されている。
- ・ドイツで派遣期間の制限を撤廃したら派遣労働者数が増加したように、日本でも今回の労働者派遣法改正案成立により、派遣労働者数が増加し、正社員の求人が減少するのではないかと懸念されている。

## 大西健介君（民主）

- ・今回の労働者派遣法の改正は派遣労働者の保護と派遣という働き方の促進のいずれを目的としているのか伺いたい。
- ・平成24年3月に公表された「望ましい働き方ビジョン」における期間の定めのない雇用、直接雇用が重要である等の非正規雇用をめぐる問題への基本姿勢は、厚生労働省として現在も維持しているのか伺いたい。
- ・派遣労働者に関する経費は正社員と異なり物件費、変動費であるため、削減されやすい構造になっていると考えるが、厚生労働大臣の見解を伺いたい。

## 阿部知子君（民主）

- ・これまで不正確、不適切な答弁により審議が円滑に進んでこなかったことについて厚生労働大臣はどのように認識しているのか伺いたい。
- ・現行の業務単位の期間制限の下では、期間経過後に直接雇用が必ず発生することになるが、今回の労働者派遣法の改正により個人単位の期間制限にすると直接雇用の機会が減少することになると考える。この点について厚生労働大臣はどのように認識しているのか伺いたい。

- ・雇用安定措置のうち新たな派遣先の提供は、経済情勢が悪化した場合には派遣元事業主も対応が困難になると考えるが、厚生労働大臣の認識を伺いたい。

## 岡本充功君（民主）

- ・平成24年の労働者派遣法改正時に派遣料金と労働者の賃金の差額の派遣料金に占める割合（いわゆるマージン率）の情報を公開すると答弁していたことを踏まえ、情報を求める全ての人に公表すべきではないかと懸念されている。
- ・いわゆるマージン率が高い労働者派遣事業者名を公表すべきではないかと懸念されている。

## 中島克仁君（民主）

- ・労働者派遣法改正案が多様な働き方の実現に資するとの考えには疑問があるが、厚生労働大臣の見解を伺いたい。
- ・派遣労働は間接雇用であることから生じる弊害について、厚生労働大臣の見解を伺いたい。
- ・派遣労働を真に多様な働き方の一つとするためには派遣労働者の均等待遇を確保することが必要であると考えますが、厚生労働大臣及び衆法提出者の見解を伺いたい。

## 高橋千鶴子君（共産）

- ・労働者派遣事業者が無期雇用派遣労働者を正社員として求人することは、職業安定法第42条が規定する募集内容の的確な表示との関係で誤解を受けやすい表示として、厚生労働省は当該事業者に対し積極的に指導や是正措置を講ずるべきではないかと懸念されている。
- ・もっぱら派遣やグループ派遣等は、派遣先が子会社を作り自社に派遣させることで、人件費削減や社員のリストラ策に使われてはならないとの観点から規制されていると考えるが、厚生労働大臣はこうした観点を共有しているのか伺いたい。
- ・労働者派遣法改正案によって、26業務の廃止や期間制限を個人単位とすることで労働契約申込みみなし規定の効力は限定的なものとなることから、派遣労働者の雇用に係る現行法第35条の2第2項や第40条の4の規定は削除するべきではないのではないかと懸念されている。